

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成28年10月21日（平成28年（独個）諮問第21号）

答申日：平成29年10月13日（平成29年度（独個）答申第46号）

事件名：本人が特定日に提出した健康保険・厚生年金保険被保険者資格確認請求書に係る関係行政機関との事跡記録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書3及び文書5に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」ないし「本件対象保有個人情報3」及び「本件対象保有個人情報5」という。）を特定し、その一部を不開示とし、別表の1欄に掲げる文書4に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報4」といい、本件対象保有個人情報1ないし本件対象保有個人情報3及び本件対象保有個人情報5と併せて「本件対象保有個人情報」という。）を保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年5月20日付け年機構発第33号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取り消し、不開示とされた部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 平成20年8月1日の確認請求の文書の開示

(ア) 審査請求人は、平成20年8月1日、旧社会保険庁群馬社会保険事務局特定社会保険事務所（以下、単に「特定社会保険事務所」と言う。）（現貴機構特定年金事務所（以下、単に「特定年金事務所」と言う。））に対して、①健康保険及び厚生年金保険厚生年金保険被保険者資格取得の確認請求書（甲1の1）並びにそれに付属する文書として②審査請求人が当時の勤務先だった群馬県特定市特定町

丁目番地の特定事業所との間で交わした雇用契約書の写し（甲1の2）、③審査請求人が特定事業所を経営していた特定会社から支給された平成19年12月分乃至平成20年7月分の給与の詳細が記された書面の写し（甲1の3）及び④特定事業所が用いた特定商品を管理及び販売するための番号と同番号が意味する特定商品の種類及び内容との対応等が書かれたメモ帳の写し（甲1の4）を提出した。

審査請求人は、平成21年1月15日頃、特定社会保険事務所に対して、④特定会社が発行した平成20年分の給与所得の源泉徴収票の写し（甲1の5）を提出した。

審査請求人は、平成28年4月8日付「保有個人情報開示請求書」で「私が、平成23年8月4日に提出した『健康保険・厚生年金保険被保険者資格確認請求書』は平成20年8月1日（当時社会保険庁）の再提出であることを確認するために行った関係行政機関との事跡記録の全てと関係書類、提出書類の全て。開示期間平成20年8月1日から平成28年4月30日までとする。」として保有個人情報の開示を求めた（甲2）が、その趣旨は、上記①乃至④の開示を求めるものであった。

貴機構は、上記①乃至④の文書があるのに、これを開示しない。同文書の情報は、不開示情報に該当しない。

よって、審査請求人は、貴機構に対して、①乃至④の文書の開示を求める。

（イ）

a この点、上記雇用契約書の写しは開示されている。その理由は以下である。

即ち、審査請求人は、平成23年8月4日、特定年金事務所に対して、厚生年金保険・健康保険被保険者資格の確認の請求をしたところ、この際、同雇用契約書の写しを提出した。

同文書は、今回の保有個人情報開示請求で開示された。

b 審査請求人は、上記第2の1（1）で②の文書の開示を請求したが、この文書は同雇用契約書の写しである。

同写しは既に開示されている。

審査請求人の②の文書の開示の請求は、重ねて同雇用契約書の写しの開示を求めるものであって、開示の利益がないとも思われるが、審査請求人が求めた②の文書とは、「審査請求人が平成20年8月1日に提出した雇用契約書の写し」である。

審査請求人が平成23年8月4日に提出した雇用契約書の写しが開示されても、この文書が開示されたことにはならない。

貴機構は、②の文書を開示する必要がある。

イ 文書又は電磁的記録の開示

(ア) 事跡記録の開示

- a 確認請求に係る事跡記録は、平成23年8月4日乃至同年12月6日のもの(甲3)が開示されたが、平成23年8月4日より前及び平成23年12月6日より後の同記録の開示はなかった。

特定社会保険事務所及び特定年金事務所では、業務の管理及び執行のため、特定人の事跡を記載又は記録した文書(メモを含む。以下同じ。)又は電般的記録を作成及び保管している筈である。

特定社会保険事務所及び特定年金事務所は、審査請求人の平成23年8月4日より前及び平成23年12月6日より後の事跡を記載又は記録した文書又は電磁的記録を作成及び保管していると言える。

同文書又は電磁的記録は不開示情報に該当しない。

貴機構は、同文書又は電磁的記録を開示すべきである。

- b 平成23年8月4日より前及び平成23年12月6日より後の事跡には、例えば、以下のことが記載又は記録されていると考えられる。

(a) 平成23年8月4日より前の事跡

審査請求人は、平成20年8月1日に厚生年金保険・健康保険の被保険者資格の確認を請求してから平成23年8月3日までの間、特定社会保険事務所及び特定年金事務所に対して、直接又は電話で、同請求の処理の進捗方を問い合わせる等した。

(b) 平成23年12月6日より後の事跡

審査請求人は、平成23年12月7日より今日までの間、特定年金事務所に対して、直接又は電話で、「審査請求人は、健康保険の被保険者資格の確認を請求したが、『平成23年11月25日付厚生年金保険被保険者資格確認(処分)通知書』(甲4)は審査請求人の厚生年金保険の被保険者資格を確認するのみで、健康保険の被保険者資格の確認をしていない。審査請求人は、特定年金事務所から、健康保険の被保険者資格を確認する文書を受領していない。審査請求人の健康保険の被保険者資格は確認されないままになっている。同事務所は、同確認をすべきである」とか、「甲4の通知書では厚生年金保険の被保険者であった期間の終期が平成21年5月1日となっているが、同終期は、同日より後の筈である。何故ならば、審査請求人は、同日より後も、被保険者であるために必要な労働時間数

の労働をしたからで、仮に被保険者であるために必要な労働時間数の労働をしなかったとしても、それは正当な理由がないのに特定会社が審査請求人の労務の提供を拒否したからである。同終期については、これを審査請求人が特定事業所を退職した平成22年4月25日とするのが妥当である」とか、「特定年金事務所は、審査請求人が厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格の確認を請求したのが平成20年8月1日であることを認めよ」とかのことを言った。

(イ) 警察とのやり取りの記録の開示

a 審査請求人は、警察に対して、「特定社会保険事務所又は特定年金事務所が上記ア(ア)①乃至④を紛失させたのは公用文書毀棄(刑法258条)に当たる」とか「特定年金事務所は、審査請求人に対して、①平成23年9月20日付『厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認(却下)通知書』(甲5)、②平成23年11月25日付『厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認(処分)通知書』(但し、資格喪失年月日が平成21年4月30日のもの。甲6)、③公印及び発番号のない同日付『厚生年金保険被保険者資格確認(処分)通知書』(甲7)及び④公印及び発番号がある同日付同通知書(但し、資格喪失年月日が平成21年5月1日のもの。甲4)を交付したが、②を交付する際『①と差替えてないと②を交付しない』旨言い、④を交付する際『①及び②と差替えてないと④を交付しない』旨言った。特定年金事務所は、このような差替えを求めることなく②及び④を交付することが義務付けられていたのだから、『差し替えなければ交付しない』とした特定年金事務所の取扱いは違法である」とかのことを言い、これらのことの捜査又は事情聴取を求めた。

警察官は、特定年金事務所の職員を取り調べ又は同職員から事情を聴取した(甲8及び甲9)。

捜査機関から取調べを受けたり事情聴取されたりするのは重大である。

しかも、事情を聴かれたり取調べを受けたりした内容が同事務所の職員が犯したかも知れない罪に関わることである場合、その重大性は増す。

同事務所が、同事務所の職員が捜査機関に取り調べられたり事情を聴取されたりしたことに関わることについて記載又は記録された文書又は電磁的記録を作成及び保管しないことは考えられない。

b 審査請求人は、平成28年4月8日付「保有個人情報開示請求

書」で「平成27年7月～8月に群馬県警察・特定警察署・特定課の文書消滅に関する調査及び事実確認，故意の有無に関する事跡記録の全て（資料を含む）」の開示を求めたが，その趣旨は，上記イ（イ）aの文書又は電磁的記録の全てを開示するよう求めたものであった。

同文書及び電磁的記録は，不開示情報に該当しない。貴機構は，同文書又は電磁的記録を開示すべきである。

(ウ) 総務省群馬行政評価事務所とのやり取りの記録の開示

a 総務省群馬行政評価事務所は，特定年金事務所に対して，甲10の照会をした。

同事務所は，総務省群馬行政評価事務所に対して，甲11の回答をした。

同事務所は，特定年金事務所に対して，甲12の依頼をした。

b 同事務所は，甲10乃至甲12に関わることが記載又は記録された文書又は電磁的記録（会議録，回答内容の起案文書及び当時の担当者から事情を聴取した事情聴取書等）を作成及び保管している筈である。

何故ならば，甲11は特定年金事務所としての公的な見解を外部に伝えるものであるところ，貴機構では，年金事務所が公的な見解を外部に伝える場合，必ず同文書又は電磁的記録が作成及び保管されるからである。

同文書又は電磁的記録は，不開示情報に該当しない。

貴機構は，上記文書又は電磁的記録を開示すべきである。

(エ) 甲4乃至甲7の文書を作成及び交付するまでの記録の開示

甲4乃至甲7の文書が作成されるまでには，起案書，稟議書及び決裁書等の甲4乃至甲7の文書を作成及び交付するのに必要な文書又は電磁的記録が作成された筈である。

何故ならば，甲4乃至甲7は，厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格を確認する文書であるところ，これらは年金受給権の発生又は不発生を来す重要なものであって，とすれば，作成及び交付に慎重を期すからである。

又，甲4乃至甲7は外部に対して貴機構の判断を示すものであるところ，貴機構では，同判断を示す文書を作成及び交付する前，起案審，稟議書及び決裁書等の同文書を作成及び交付するのに必要な文書又は電磁的記録を作成していたからである。

同文書又は電磁的記録は，不開示情報に当たらない。

貴機構は，同文書又は電磁的記録を開示すべきである。

(オ) 上記イ（ア）乃至（エ）以外の文書及び電磁的記録の開示

特定社会保険事務所（特定年金事務所）は、上記イ（ア）乃至（エ）以外に、日報、会議録、報告文書、処理伺文書、議案書、決裁書及び事案の検討メモ等の文書又は電磁的記録を作成及び保管している筈である。

同文書又は電磁的記録は不開示情報に該当しない。

貴機構は、上記文書若しくは電磁的記録又はメモ等を開示すべきである。

ウ 甲13の裏面の文書の開示

審査請求人は、「厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認（却下）通知書」が自宅に郵送された後の平成23年9月下旬、特定年金事務所特定職名（当時）のAに対して、同通知書の判断が不当である旨主張し、同判断を争う方法の教示等を求めた。

Aは、同方法を説明したが、その際、甲13のメモを書いた。

ところで、同メモは、「任意包括適用事業所に関する新規適用について」と題された文書（甲14）の裏に書かれたものであった。

審査請求人は、特定年金事務所に対して、この「任意包括適用事業所に関する新規適用について」と題する文書も提出した。

貴機構は、同文書を保管しているのに、同文書を開示しない。

同文書は、不開示情報に該当しない。

よって、貴機構は、同文書を開示すべきである。

エ 甲15の一部不開示部分の開示

特定会社は、総務省年金記録確認関東地方第三者委員会から「厚生年金保険の届出等に係るお問い合わせ（依頼）」と題する文書（甲15）の送付を受け、同文書別紙の質問に回答した（甲16）。

審査請求人は、同回答が書かれた文書の開示を請求した。

同回答が書かれた文書の一部である「質問2」の回答部分は、不開示となった。

同部分は、法14条3号イに該当しない。

何故ならば、同部分の回答が明らかになったとしても、特定会社の利益が害されることはないからである。

同部分がその他の不開示情報に該当することはない。

よって、貴機構は、同部分を開示すべきである。

上記処分の内容が書かれた文書の写しを審査請求書に添付する。

証拠方法

甲第1号証の1 健康保険及び厚生年金保険厚生年金保険被保険者資格取得の確認請求書

甲第1号証の2 雇用契約書（パートタイマー）

甲第1号証の3 審査請求人が特定事業所に勤務していた間に特定

会社から支給された平成19年12月分乃至平成20年7月分の給与の詳細が分かる書面

- 甲第1号証の4 特定事業所が特定商品を管理及び販売するために用いた番号と同番号が意味する特定商品の種類及び内容との対応等が普かれたメモ帳
- 甲第1号証の5 平成20年分給与所得の源泉徴収票
- 甲第2号証 保有個人情報開示請求書
- 甲第3号証 確認請求に係る事跡管理簿
- 甲第4号証 厚生年金保険被保険者資格確認（処分）通知書
- 甲第5号証 厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認（却下）通知書
- 甲第6号証 厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認（処分）通知書
- 甲第7号証 厚生年金保険被保険者資格確認（処分）通知書
- 甲第8号証 相談業務報告書
- 甲第9号証 会話記録（録音反訳）
- 甲第10号証 行政相談について（照会）
- 甲第11号証 行政相談について（回答）
- 甲第12号証 行政相談について（依頼）
- 甲第13号証 特定年金事務所特定職名（当時）のA作成のメモ
- 甲第14号証 任意包括適用事業所に関する新規適用について
- 甲第15号証 厚生年金保険の届出等に係るお問い合わせ（依頼）
- 甲第16号証 甲第15号証の依頼に対する特定会社の回答

附属書類

- 甲号各証写し 1通
委任状 1通

（資料は省略）

（2）意見書

ア 開示請求された個人情報について

（ア）機構は、頭書事件の「理由説明書」（以下、単に「理由説明書」と言う。）2（1）で、開示請求がされた個人情報は以下であるとする。

- a 平成23年8月4日に提出した「健康保険・厚生年金保険被保険者資格確認請求書」に係る関係行政機関との事跡記録の全てと関係書類、提出書類。
- b 平成27年4月8日付機構「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」に対して、内閣府に異議申し立てをした資料及び受付簿

- c 群馬行政評価事務所へ平成27年4月頃調査依頼をした事実のわかる記録簿の全て
 - d 平成27年7～8月に群馬県警察・特定警察署・特定課の文書消滅に係る調査及び事実確認，故意の有無に関する事跡記録の全て
 - e 特定年金事務所の平成23年12月6日以降の事跡記録簿
- (イ)ところで，審査請求人が開示請求した個人情報，以下の通りである。

a 私が，平成23年8月4日に提出した「健康保険・厚生年金保険被保険者資格確認請求書」は平成20年8月1日（当時社会保険庁）の再提出であることを確認するために行なった関係行政機関との事跡記録の全てと関係書類，提出書類の全て。開示期間平成20年8月1日から平成28年4月30日までとする。機構・北関東信越地域第二部の回答を含む。

b 平成27年4月8日付機構「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」に対して内閣府に異議申し立てをした資料及び事跡記録又は管理簿の全て

c 群馬行政評価事務所へ平成27年4月頃調査依頼をした事実の分かる記録簿の全て

d 平成27年7月～8月に群馬県警察・特定警察署・特定課の文書消滅に関する調査及び事実確認，故意の有無に関する事跡記録の全て（資料を含む）

e 特定年金事務所の平成23年12月6日以降の事跡記録簿

(ウ)

a 上記ア（ア）の記述には，上記ア（イ）の記述又は趣旨を変じたところがある。

貴局には，上記ア（イ）の記載の個人情報の開示が請求されたことを前提に，機構がした開示に関する決定の適否について判断されたい。

b ここに，上記ア（イ）の請求の内容を敷衍する。

(a) 上記ア（イ）aの第1文及び第2文で開示を求めたのは，上記（1）審査請求書のア（ア）記載の通りである。

(b) 上記ア（イ）aの第3文で開示を求めたのは，以下のものだった。

i 審査請求人は，平成23年11月25日付け「厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認（処分）通知書」（甲6）を交付されたが，その後回収され，同日付「厚生年金保険被保険者資格確認（処分）通知書」（甲4）を交付された。

ii 審査請求人は、群馬県特定市役所を訪れ、国民健康保険の保険料の還付を求めた。

その理由は、以下の通りである。

(i) 甲4によれば、審査請求人は、平成20年1月1日乃至平成21年5月1日、厚生年金保険の被保険者資格を有していた。

審査請求人は、この間、国民健康保険に加入し、保険料を支払った。

審査請求人は、「厚生年金保険と健康保険とは一体なので、厚生年金保険の被保険者資格が確認された以上、健康保険の被保険者資格もあった」と考えた。

健康保険の被保険者資格があれば国民健康保険の保険料を支払う必要はない。

そこで、審査請求人は、同市役所に行き、同保険料の還付を求めた。

同市役所の職員は、審査請求人に対して、「甲4は『厚生年金保険の被保険者資格』を確認するのみで、健康保険の被保険者資格を確認するものではない。甲4だけでは保険料の還付を受けることは出来ない」とした。

(ii) 審査請求人は、特定年金事務所特定職名(当時)のBに対して、大要以下の通り言い、厚生年金保険の被保険者資格のみならず、健康保険のそれをも認定するよう求めた。審査請求人は、平成23年8月4日付け「厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書」で、厚生年金保険に加え、健康保険の被保険者資格の確認も求めている。

甲4は、この請求に対する処分だが、厚生年金保険の被保険者資格の有無について確認するのみで、健康保険のそれについて確認していない。

これは、判断の遺脱である。

厚生年金保険及び健康保険の何れかの被保険者資格があれば、他方のそれもあるとされるのは当然である。

よって、機構は、審査請求人が健康保険の被保険者であることを確認すべきである。

この点、甲4が交付される前に交付され、その後回収された甲6は、審査請求人に健康保険の被保険者資格があることを確認していた(甲6のタイトルは「厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認(処分)通知書」であ

る。)

甲6が交付された時と甲4が交付された時の間に審査請求人の資格を変動させる事情はなかった。

とすれば、甲4でも、厚生年金保険及び健康保険の両被保険者資格を確認すべきだったと言える。

(iii) Bは、「何故甲4で健康保険の被保険者資格が確認されなかったのかを、北関東信越地域第二部に対して聞く」とした。

iii 上記ア(イ) aの第3文で開示を求めたのは、これについての特定年金事務所及び北関東信越地域第二部間のやり取りが記載された文書(この文書は、何らかの情報が書かれたもの一切と言う広い意味である。)並びに電磁的記録である。

イ 原処分について

(ア)

a 機構は、理由説明書2(2)第2文において「イのうち『平成27年度異議申立て受付簿のうち、開示請求者以外の個人に関する情報』は法14条2号の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため不開示とした」と言う。

b 国民には、知る権利及び自己の情報の加除修正を求める自己情報コントロール権がある(憲法21条)。

これらの権利は、公権力を民主的に統制し、国民の権利及び利益を守るのに不可欠である。

尤も、人権は、公共の福祉(憲法13条)に服するから、これらの権利も無制限で認められる訳ではない。

これらの権利の不可欠性からはこれらの権利の制約が許されるためには、制約目的が必要不可欠で、手段が必要最小限でなければならない。

c 機構の不開示は、これらの権利の制約である。

貴局は、上記の観点から、理由説明書2(2)の不開示が妥当かを判断すべきである。

(イ)

a 機構は、理由説明書2(2)第3文において「エのうち『平成27年7月～8月に群馬県警察・特定警察署・特定課の文書消滅に係る調査及び事実確認、故意の有無に関する事跡記録の全て』については事跡を作成していなかったため文書不存在により不開示とした」とする。

b 職員が捜査機関に聴取されたと言うのは、その職員が所属する組織にとっては重大である。

特に、機構のような公的組織ではそうである。世上取り上げられ、批判を受けることがある。

事象の内容によっては、役職員が処分を受けたり辞任したりすることがある。

機構の役職員は、このような結果の発生があり得るところの捜査機関による聴取については、その内容及び経過等を文書（この文書は、何らかの情報が書かれたもの一切と言う広い意味である。）及び電磁的記録を残す筈である。

c 審査請求人は、かかるものの開示を求めているのである。

貴局は、機構に対して、これらを開示するよう求めるべきである。

(ウ)

a 機構は、理由説明書2（2）第4文において「『機構北関東信越地域第二部の回答』は開示請求時点及び現在においても回答を作成していないため文書不存在により不開示とした」とする。

b 審査請求人が厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格を確認するよう求めたのに、厚生年金保険のそれしか確認しないのは判断遺脱である。

確認処分に暇庇があると言える。

厚生年金保険の被保険者資格があれば健康保険のそれもあるとされる。

甲6には両資格の確認があるのに、甲4には健康保険の被保険者資格の確認がない。

審査請求人に後者の資格を失わせる事情は、両書面が交付される間、なかった。

従って、厚生年金保険の被保険者資格しか確認しないのは、誤りである。

判断を求めた事項について判断を与えていない以上、この誤りは重大である。

Bが北関東信越地域第二部に聞いたのは、この誤りについてのものだった。

北関東信越地域第二部がこれについて何らかの回答を与えていないことは、考えられない。

c 審査請求人は、特定年金事務所と北関東信越地域第二部とのこの何らかのやり取りが記された文書（この文書は、何らかの情報が書かれたもの一切と言う広い意味である。）及び電磁的記録の開示を求めているのである。

貴局には、機構に対して、これらを開示させるべきである。

ウ 機構の見解について

(ア)

a 機構は理由説明書3において「上記(1)審査請求書のア(ア)については、請求内容が前回と同様で平成28年9月12日情個審第1783号の答申にて結果も出ている」と言う。

b

(a) 同答申書第3の2(1)によれば、特定年金事務所内の保管庫及び倉庫を同事務所適用調査課長等ら複数名が、同事務所外部倉庫を同適用調査課長が確認及び搜索したところ、上記(1)審査請求書のア(ア)①乃至⑤(審査請求書のア(ア)中には、④が二つある。後者の④は⑤の誤りである。審査請求人は、この①乃至⑤の開示を求めたものである。)を発見出来なかったと言う。

同答申第5の2(2)は、同確認及び搜索は不十分でないとする。

(b) しかし、同確認及び搜索は不十分である。

その理由は、同確認及び搜索の主体が機構の職員だったからである。

機構と無関係の第三者に確認及び搜索させるべきである。

そうすれば、同①乃至⑤は発見されると言える。

(c) 審査請求人が機構と無関係の第三者に確認及び搜索させるべきと主張する理由は、以下の通りである。

i 審査請求人が①乃至⑤の開示を請求した理由は、審査請求人が平成20年8月1日に厚生年金保険・健康保険被保険者資格の確認請求をしたことを証明するためだった。

即ち、審査請求人は資格取得年月日を平成20年1月1日、資格喪失年月日を平成21年5月1日とする厚生年金保険の受給資格があった(甲4)。

確認請求をした日が平成23年8月4日ならば、厚生年金保険の保険料の徴収権が時効に罹り、この期間に対応する保険給付を受けることが出来ない(厚生年金保険法75条本文)。

この点、確認請求をした日が平成20年8月1日ならば、この期間の徴収権が時効消滅することはなく(同条但書)、審査請求人は、この期間分の厚生年金を受給することが出来る。

審査請求人は、同日、確認請求したのである。

審査請求人がこの期間分の厚生年金を受給出来ないことは

ないのである。

機構は、審査請求人が同日に同確認請求をしたことを否定している。

そこで、審査請求人は、上記①乃至⑤の開示を受け、同確認請求を証明しようと言うのである。

ii 機構は、審査請求人が同日確認請求したことを否定しているのだから、同①乃至⑤が発見されるのを望まない。

このような機構に同発見及び搜索をさせるのは適当でない。

十全な発見及び搜索活動がなされないことになるからである。審査請求人が機構と無関係の第三者に確認及び搜索をさせるべきと主張したのは、このためである。

c

(a) 同答申書第3の2(1)によれば、「当時の担当者及び管理の確認を行ったが、特定年金事務所で受付した形跡、当該事業所に対する調査をした事跡も確認できなかった」と言う。

同答申書第5の2(2)からは、この確認出来なかったのは不自然及び不合理ではないと言うようである。

(b) しかし、この確認は不十分である。

その理由は、上記ウ(ア) b(c)と同様である。

同担当者に対しては、機構と無関係の第三者が、確認を行うべきである。

機構の職員及びその関係者は、上記①乃至⑤の発見を回避したいのである。

その彼らが確認を行っても、何ら実効性がないのは明らかである。

d

(a) 同答申書第3の2(2)は、「これまでに平成20年8月1日に資格確認書を年金事務所が受付したという主張を年金事務所職員は聞いたことがない」、「『年金記録に係る確認申立書』を受付した際、異議申立人が主張している約束事について要望が全くなかったと担当職員より聴取している(平成27年6月1日特定年金事務所より報告)」及び審査請求人は「平成21年12月17日に平成20年の資格確認請求書にかかる開示請求書の提出を拒否されたと主張しているが、当時の担当職員から事実は無いものとして聴取している(平成27年6月11日特定年金事務所より報告)」等とする。

同答申書第5の2(2)は、これらの記載は不自然及び不合理ではないとするようである。

(b) しかし、審査請求人は、平成20年8月1日の確認請求後、しばしば、当時の担当者であった特定社会保険事務所特定職名のAに対して、その進捗を問い合わせていた。

Aからは、同確認請求がなされたこと、これが無効になることはないこと及びこれについて必ず処理すること等を言われていた。

審査請求人は、これを何度も言われた。

審査請求人が上記開示請求書の提出を拒否された事実もある。

この当時提出した開示請求書の写しを甲第23号証として提出する。

収入印紙まで貼って確認請求についての開示請求書を用意し、これを提出しようとしたことは、社会経験上、確認請求されていなければしない筈である。

(c) 機構の職員からの聴取は、機構と無関係の第三者が、これを行うべきである。

その理由は、上記ウ(ア) b(c)と同様である。

機構は上記①乃至⑤の発見を回避したいのである。

その職員及び関係者が聴取したのでは、必要十分な質問が来ず、真実が明らかにならない。

e 貴局には、機構に対して、以下のことをするよう求める。

「機構の役職員及びその関係者でない者が、上記ウ(ア) bの発見及び捜索、cの確認及びdの聴取をすること」

審査請求人は、貴局の職員がこれらのことをするのが適当と考える。

(イ)

a 機構は、理由説明書3において「審査請求書イ(ア)についてはそもそも請求されていない」とする。

b 審査請求人は、平成23年12月6日より後の事跡を記載したものを開示するよう請求している(上記ア(イ) e)。

平成23年8月4日より前のものについても開示を請求している(上記ア(イ) a)。

従って、これらを請求されていないと言う機構の主張は、失当である。

機構は、これらを開示すべきである。

(ウ)

a 機構は、理由説明書3において「審査請求書イ(イ)(ウ)(エ)(オ)については、作成しなくてはならないという規定がなく、そもそも作成していない」とする。

b これらの記録は、公的組織であれば、作成しないことが考えられないものである（上記イ（イ）b参照）。

機構のこの説明は虚偽と言える。

機構は、これを開示すべきである。

（エ）

a 機構は、理由説明書3において「審査請求書ウの甲13の裏面のメモについては、法人文書ではないため、保存もしていない」とする。

b しかし、上記答申書第5の2（1）ウによれば「『業務に関するすべての書類』は廃棄しないこととされており」とある。

とすれば、甲13の裏面のメモは存在する。

機構は、これを開示すべきである。

（オ）

a 機構は、理由説明書3において「審査請求書エの甲16については、総務省年金記録確認関東地方第三者委員会発出の文書については機構で作成していないため、不開示部分を変更することは不可能である」とする。

b 機構は、同委員会から、不開示部分がない同文書を送付され、不開示部分を黒塗りにして、審査請求人に開示したと目される。

「機構が」不開示部分を作成した以上、機構は、不開示にするか開示するかを決定出来ると言える。

従って、機構の「不開示部分を変更出来ない」との主張は失当である。

c 知る権利及び自己情報コントロール権の必要性からは、不開示は上記イ（ア）bの場合に限られる。

本件は、この場合に当たらないと言える。

貴局は、機構に対して、不開示部分の開示を求めるべきである。

エ その他

（ア） 同答申書は、審査請求人が所持していた平成20年8月1日確認請求書の写しに受付印がなかったから同人が同請求をしたことを認めることは出来ない（同答申書第5の2（1）オ）とする。

受付印がないことで請求がないとする同答申書の主張は、失当である。

何故ならば、そのように言える根拠がないからである。

審査請求人が持っていた写しは自宅のプリンターでコピーしたものであり、特定社会保険事務所で交付されたものではなかった。

（イ）

a 審査請求人は、平成23年8月4日付けで特定年金事務所に対

して「厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書」（甲24）を提出した。

同請求書中の「3.基礎年金番号」及び「4.被保険者証の記号番号」は空欄だった。

上記Aは、これらの番号が空欄の同請求書を受け付けた。

b もし平成23年8月4日付けの確認請求が、審査請求人がした初めての確認請求であるならば、これらの番号を空欄にしたままの確認請求が受け付けられる筈はない。

何故ならば、これらの番号がなければ審査が出来ないからである。これらの番号がない確認請求が受け付けられたと言うことは、審査請求人がこれより前に確認請求していたことを意味する。

そして、その日が平成20年8月1日なのであって、とすれば、上記①乃至⑤はある筈なのである。

実際、Aは、審査請求人に対して、「これらの番号は平成20年8月1日の請求の際に承知したから、平成23年8月4日付けの請求書には書かなくて良い」旨言った。

ウ 総括

頭書事件で不開示又は一部開示の証拠については、これを全て開示するのが適当である。

貴局は、機構に対して、これを全て開示するよう求めるべきである。

証拠方法

- 甲第17号証 平成28年11月25日付け審査請求人陳述書
- 甲第18号証 加入期間証明書
- 甲第19号証 国民健康保険被保険者証
- 甲第20号証 特定社会保険事務所特定職名（当時）のA名刺
- 甲第21号証 審査請求人名義の株式会社特定銀行の総合口座帳
- 甲第22号証 特定会社就業規則
- 甲第23号証 保有個人情報開示請求書
- 甲第24号証 厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書
- 甲第25号証 書類返送及び取り下げについての件

附属書類

甲号各証写し 1通

（資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 概要

機構が行った法に基づく開示請求に対する決定に対し、機構あてに審査請求がなされたことから、総務省情報公開・個人情報保護審査会に諮問を

行うもの。

2 経過

(1) 開示請求（平成28年4月8日）

ア 平成23年8月4日に提出した「健康保険・厚生年金保険被保険者資格確認請求書」に係る関係行政機関との事跡記録の全てと関係書類，提出書類。

イ 平成27年4月8日付機構「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」に対して，内閣府に異議申し立てをした資料及び受付簿

ウ 群馬行政評価事務所へ平成27年4月頃調査依頼をした事実のわかる記録簿の全て

エ 平成27年7月～8月に群馬県警察・特定警察署・特定課の文書消滅に係る調査及び事実確認，故意の有無に関する事跡記録の全て

オ 特定年金事務所の平成23年12月6日以降の事跡記録簿

(2) 原処分（平成28年5月20日）

ウ，オは全部開示。

イのうち「平成27年度異議申し立て受付簿のうち，開示請求者以外の個人に関する情報」は法14条2号の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため不開示とした。

エのうち「平成27年7月～8月に群馬県警察・特定警察署・特定課の文書消滅に係る調査及び事実確認，故意の有無に関する事跡記録の全て」については事跡を作成していなかったため文書不存在により不開示とした。「機構北関東信越地域第二部の回答」は開示請求時点及び現在においても回答を作成していないため文書不存在により不開示とした。

(3) 審査請求

機構に次の審査請求がされた。

以下，開示すべきとする部分を抜き出して示す。

ア 上記第2の2（1）審査請求書（以下，第3において「審査請求書」という。）ア「平成20年8月1日の確認請求の文書の開示」

（ア）平成28年4月8日付「保有個人情報開示請求書」で求めたものは，次の①から④までのものであった。

① 健康保険及び厚生年金保険厚生年金保険被保険者資格取得の確認請求書

② 審査請求人が当時の勤務先だった特定事業所との間で交わした雇用書契の約写し

③ 特定会社から支給された平成19年12月分から平成20年7月分の給与の詳細が記された書面の写し

④ 特定事業所が用いた特定商品を管理及び販売するための番号と

同番号が意味する特定商品の種類及び内容との対応等が書かれたメモ帳の写し

⑤ 特定会社が発行した平成20年分の源泉徴収票の写し

(イ) ②の文書とは、審査請求人が平成20年8月1日に提出した雇用契約書の写しである。

イ 審査請求書イ「文書又は電磁的記録の開示」

(ア) 審査請求人の平成23年8月4日より前及び平成23年12月6日より後の事跡を記載したものを開示すべきである。

(イ) 警察とのやり取りの記録の開示

a 特定年金事務所の職員が捜査機関に取り調べられたり事情を聴取されたりしたことに関わることについて記録された文書。

b 平成28年4月8日付開示請求書で求めた「平成27年7月～8月に群馬県警察・特定警察署・特定課の文書消滅に関する調査及び事実確認、故意の有無に関する事跡記録の全て（資料を含む）」の趣旨はイ（イ）aを求めたものである。

(ウ) 総務省群馬行政評価事務所等外部へ公的な見解を伝える場合には文書を作成しているはずであるから、開示すべきである。

(エ) 平成23年の確認請求にかかる通知を作成するのに起案書等があるはずなので、開示すべきである。

(オ) 上記イ（ア）～（エ）以外にも日報、会議録、報告文書、処理伺文書、議案書、決裁書及び事案の検討メモ等の文書を開示すべきである。

ウ 審査請求書ウ「甲13の裏面のメモを開示すべきである。」

エ 審査請求書エ「甲16の一部不開示部分を開示すべきである。」

3 見解

(1) 審査請求書ア（ア）については、請求内容が前回と同様で平成28年9月12日情個審第1783号の答申にて結果も出ている。

(2) 審査請求書イ（ア）についてはそもそも請求されていない。

(3) 審査請求書イ（イ）（ウ）（エ）（オ）については、作成しなくてはならないという規定がなく、そもそも作成していない。

(4) 審査請求書ウの甲13の裏面のメモについては、法人文書ではないため、保存もしていない。

(5) 審査請求書エの甲16については、総務省年金記録確認関東地方第三者委員会発出の文書については機構で作成していないため、不開示部分を変更することは不可能である。

4 諮問（平成28年10月21日）

原処分は妥当であるという意見を付して、審査会に諮問を行う。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月10日 審議
- ④ 同年12月28日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成29年9月21日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年10月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

処分庁は、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報1ないし3及び5を特定し、このうち、別表の2欄に掲げる部分について、法14条2号に該当する、または、保有していないとして不開示とし、本件対象保有個人情報4について、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別表の2欄に掲げる部分は開示すべきであり、また、本件対象保有個人情報として開示されたもの以外にも本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報があるはずなので、これを開示すべきであるとして原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、原処分を妥当であるとしているので、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び保有の有無並びに本件対象保有個人情報2の一部の保有個人情報該当性について、以下、検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報1について

ア 平成20年8月1日に提出した被保険者資格確認請求書等が開示されていないとする主張について

(ア) 審査請求人は、本件請求保有個人情報として別紙の1により開示を求めた趣旨は、平成20年8月1日に特定社会保険事務所に提出した「健康保険及び厚生年金保険厚生年金保険被保険者資格確認請求書」(下記①)及びその付属文書(下記②ないし⑤)の開示を求めるものであるが、これが開示されていないので、開示すべきと主張する。

- ① 健康保険及び厚生年金保険厚生年金保険被保険者資格取得の確認請求書
- ② 当時の勤務先だった特定事業所との間で交わした雇用契約書の写し
- ③ 特定事業所を運営していた特定会社から支給された平成19年12月分乃至平成20年7月分の給与の詳細が記された書面の写

し

④ 特定事業所が用いた特定商品に関する種類及び内容との対応等が書かれたメモ帳の写し

⑤ 特定会社が発行した審査請求人の平成20年分の給与所得の源泉徴収票の写し

(イ) これについて、諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、平成28年度（独個）答申第10号（以下「前回答申」という。）において、結果が出ていると説明する。

(ウ) 以下、検討する。

a 前回答申においては、「本人が平成20年8月1日（金）に、特定社会保険事務所、社会保険調査官に提出した特定会社の「厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書」に係る申告の経緯が分かる記録の全て及び終了の記録。（申告処理台帳又は事跡記録及び添付資料を含む）」に記録された保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当であるとの判断が示されている。

b 審査請求人が、開示すべきと主張する上記（ア）の①ないし⑤の文書のうち、①の文書は、審査請求人が平成20年8月1日に提出したと主張する被保険者資格確認請求書であり、②ないし⑤の文書は、その付属文書であり、いずれの文書も、前回答申において機構が保有していないとして不開示とした決定は妥当であるとされた保有個人情報に含まれるものと解される。また、前回答申の内容を覆すに足る事情も認められない。

c したがって、処分庁において、上記（ア）の①ないし⑤の文書を保有しているとは認められない。

イ 開示されていない事蹟記録があるとする主張について

(ア) 審査請求人は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格確認請求（以下「資格確認請求」といい、その請求書を「資格確認請求書」という。）に係る事蹟記録は、平成23年8月4日ないし同年12月6日のものが開示されたが、同年8月4日より前及び同年12月6日より後の同記録の開示がなかったため、これらの文書（メモを含む。）又は電磁的記録を開示すべきであると主張する。

(イ) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し平成23年12月6日より後の事蹟記録について、詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

a 開示された平成23年8月4日ないし同年12月6日の事蹟記録（事蹟管理簿）は、審査請求人が同年8月4日に資格確認請求書を特定年金事務所に提出したことから、同年年金事務所において、

その処理経過を記録する必要から、資格確認通知を審査請求人に交付してその処理が終了した同年12月6日までの期間について、作成されたものである。

- b 平成23年12月6日より後は、審査請求人が資格確認請求を行ったことも確認されておらず、事蹟記録を作成する必要はなかったことから、これについては作成されていない。
- c なお、本件対象保有個人情報1には、平成23年12月6日より後の事蹟記録は含まれていないが、同日より後の審査請求人に係る関係資料が含まれており、これについては開示している。

(ウ) 以下、検討する。

- a 審査請求人は、平成23年8月4日より前の事蹟記録の開示を求めるところ、これについては、審査請求書(上記第2の2(1)イ(ア)b(a))の記載によると、審査請求人は平成20年8月1日に資格確認請求をしてから平成23年8月3日までの間、特定社会保険事務所及び特定年金事務所に対して、直接又は電話で、同請求の処理の進捗方を問い合わせる等したことから、事蹟記録には、これらのことが記載又は記録されていると考えられるものであるとしている。

したがって、審査請求人が開示を求めるものは、審査請求人が平成20年8月1日に特定社会保険事務所に提出したと主張する資格確認請求書に係る処理経過等を記録した事蹟記録であると解され、これについては、上記ア(ウ)と同様の理由により、処分庁において保有しているとは認められない。

- b 平成23年12月6日より後の事蹟記録については、同年8月4日ないし同年12月6日のものと同様の事蹟記録は作成されていないとする諮問庁の説明は是認できる。
- c したがって、処分庁において、平成23年8月4日より前及び同年12月6日より後の事蹟記録を保有しているとは認められない。

ウ 本件対象保有個人情報1の別表の2欄の部分について

- (ア) 審査請求人は、審査請求人は平成23年8月4日付け「厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書」で、厚生年金保険に加え、健康保険の被保険者資格の確認も求めていたが、特定年金事務所の最終的な処分は、厚生年金保険の被保険者資格の有無について確認するのみで、健康保険のそれについては確認しておらず、また、当時、特定年金事務所の特定職員は、「なぜ健康保険の被保険者資格が確認されなかったのかを、北関東信越地域第二部に対して聞く」としていたから、「機構北関東信越地域第二部の回答」の開示を求

めたものである旨主張する。

(イ) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

a 上記(ア)の資格確認請求の対象となった特定会社については、審査請求人が入社する時期より以前から健康保険組合に加入しており、健康保険組合管掌の健康保険の資格確認請求は、当該健康保険組合に対して行うこととされている。機構では、被保険者資格の確認請求に対し、厚生年金保険及び全国健康保険協会が管掌する健康保険について対応することとされているので、審査請求人に対し厚生年金保険のみの資格確認を通知したものと考えられる(以上の根拠は、厚生年金保険法18条及び100条の4第1項3号並びに健康保険法39条及び204条1項4号等)。

b また、健康保険の資格確認請求先などの基本的な業務上の知識は、通常、職員であれば承知しているものと思われるが、当時、特定年金事務所の特定職員が、上記(ア)のようなことを言ったことが事実かどうか、また、事実とすれば北関東信越地域第二部から回答があったかどうか等については、当該職員が既に退職しているため確認することは困難である。しかし、本件開示請求に際し、特定年金事務所の職員が事務室及び書庫を確認したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(ウ) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、特定会社に係る社会保険オンラインシステムの帳票の提示を求めさせ、その内容を確認させたところ、諮問庁の説明のとおり、特定会社は、審査請求人が入社する時期より以前から同業種の健康保険組合に加入していることが認められた。

また、上記諮問庁の説明は、法令を根拠としたものであり、文書の探索も不十分であったとはいえ、該当する文書を保有していないとする諮問庁の説明には、特段、不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、処分庁において当該文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

(2) 本件対象保有個人情報2について

ア 本件請求保有個人情報のうち別紙の2に掲げる部分は、審査請求人が、過去に機構による保有個人情報の不開示決定に対して自らが異議申立てをした件に関する資料に記録された保有個人情報であるところ、処分庁は、これについて、審査請求人が異議申立ての際に機構に提出した資料等を特定し、一部開示した。

これに対し、審査請求人は、上記資料等に含まれる、特定会社が総

務省年金記録確認関東地方第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）からの照会に対して回答を行った文書につき、回答部分が黒塗りとなっているもの以外に、これが黒塗りとされていない文書が存在するはずであるとして、その特定を求めているものと解される。

イ これについて、諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、第三者委員会発出の文書については機構で作成していないため、不開示部分を変更することは不可能であるとしており、また、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、機構が、第三者委員会から当該回答部分が黒塗りにされていない文書を提供されたことはなく、保有もしていないとのことであった。

上記諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情は認められない。

ウ 以上のことから、上記アの審査請求人が特定を求めていると解される文書については、上記イの機構においてこれを保有していないとする諮問庁の説明は是認できる。

（3）その他の主張について

審査請求人は、文書1で開示された審査請求人が特定年金事務所から交付された厚生年金保険被保険者確認（処分）通知書等の文書については、当該文書が作成及び交付されるまでの起案書、稟議書及び決裁書等、当該文書を作成及び交付するのに必要な文書又は電磁的記録が作成されたはずであること、また、文書3で開示された群馬行政評価事務所から特定年金事務所への照会文書及び同年金事務所から同行政評価事務所への回答文書並びに回答文書の起案書については、これらに関わることが記載又は記録された文書又は電磁的記録（会議録、回答内容の起案文書及び当時の担当者から事情を聴取した事情聴取書等）を作成及び保管しているはずであること、さらに、具体的に開示を求めた文書以外に、日報、会議録、報告文書、処理伺文書、議案書、決裁書及び事案の検討メモ等の文書又は電磁的記録を作成及び保管しているはずであるから、これらを開示すべきであると主張する。

しかしながら、審査請求人が開示すべきと主張するこれらの文書又は電磁的記録は、本件開示請求書の記載からは、本件請求保有個人情報に含まれるものとは認められないから、審査請求人の主張は採用できない。

（4）以上のことから、機構において、本件対象保有個人情報1ないし3及び5の外に本件請求保有個人情報として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件対象保有個人情報4の保有の有無について

（1）審査請求人は、特定年金事務所の職員が捜査機関によって聴取された

この記録等を作成及び保管しないことは考えられないので、当該文書を開示すべきである旨主張する。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 捜査機関から職員が聴取を受けた場合、記録等を作成しなければならないという業務上の規定はない。平成27年7月に特定警察署の警察官が、事情の聞き取りのため、特定年金事務所に来所し、所長、特定課の課長及び一般職員の3人に対応したが、対応状況についての記録は作成していない。なお、当該聞き取りがされた件は、特段刑事事件として取り扱われることはなかった。

イ 当審査会事務局職員からの要請を受けて、今回、改めて、特定年金事務所から聴取したところ、該当する記録は作成していないとのことであり、また、特定年金事務所の職員が事務室及び書庫を確認したが、該当する記録の存在は確認できなかったとしている。

(3) さらに、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、捜査機関から業務に関連した内容について職員が聴取を受けた場合であっても記録を作成しないのか確認させたところ、記録等を作成しなければならないという業務上の規定はないとのことである。

(4) 該当する記録を保有していないとする諮問庁の上記(2)及び(3)の説明には、特段、不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、処分庁において本件対象保有個人情報4を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

4 本件対象保有個人情報2の一部の保有個人情報該当性について

処分庁は、原処分において、本件対象保有個人情報2の別表の2欄の部分については、法14条2号に該当するとして不開示とし、諮問庁も、これを妥当であるとしている。

しかしながら、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人の氏名が記載された「異議申立人」欄及び当該個人が請求した文書名が記載された「請求個人情報文書名」欄であることから、審査請求人以外の特定の個人を本人とする保有個人情報であり、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、本件開示請求に対し、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないとして、不開示とすべきであったと認められるので、原処分が当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を保有していない、又は法14条2号に該当するとして不開示とした決定については、機構において、本件対象保有個人情報1ないし3及び5の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報1ないし3及び5を特定したこと並びに本件対象保有個人情報4を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、本件対象保有個人情報2の別表の2欄の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、本件対象保有個人情報2の別表の2欄の部分を同号に該当するとして不開示としたことは、結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

本件請求保有個人情報

- 1 私が、平成23年8月4日に提出した「健康保険・厚生年金保険被保険者資格確認請求書」は、平成20年8月1日（当時社会保険庁）の再提出であることを確認するために行った関係行政機関との事蹟記録の全てと関係書類、提出書類の全て。開示請求期間平成20年8月1日から平成28年4月30日までとする。日本年金機構・北関東信越地域第二部の回答を含む。申立書、嘆願書。
- 2 平成27年4月8日付、日本年金機構「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」に対して、内閣府に異議申立てをした資料及び事蹟記録又は管理簿の全て
- 3 群馬行政評価事務所へ平成27年4月頃調査依頼をした事実の分かる記録簿の全て
- 4 平成27年7月～8月に群馬県警察・特定警察署・特定課の文書消滅に関する調査及び、事実確認、故意の有無に関する事蹟記録の全て（資料を含む）
- 5 特定年金事務所の平成23年12月6日以降の事蹟記録簿

別表

1 本件対象保有個人情報記録された文書	2 不開示とした部分	3 不開示とした理由	
文書 1	平成 23 年 8 月 4 日に提出した「健康保険・厚生年金保険被保険者資格確認請求書」に係る関係行政機関との事跡記録の全てと関係書類，提出書類	「機構北関東信越地域第二部の回答」	不存在
文書 2	平成 27 年 4 月 8 日付日本年金機構「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」に対して，内閣府に異議申し立てをした資料及び受付簿	「平成 27 年度異議申立て受付簿」における審査請求人以外の「異議申立人」欄及び「請求個人情報文書名」欄	法 14 条 2 号該当性
文書 3	群馬行政評価事務所へ平成 27 年 4 月頃調査依頼をした事実のわかる記録簿の全て		
文書 4	平成 27 年 7 月～8 月に群馬県警察・特定警察署・特定課の文書消滅に係る調査及び事実確認，故意の有無に関する事跡記録の全て	全て	不存在
文書 5	特定年金事務所の平成 23 年 12 月 6 日以降の事跡記録簿		